

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 29 年 6 月 26 日、午前 8 時頃、君津市末吉 1 番 4 地先、市道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が、交差点を左折しようとしたところ、市道に設置されていた車止めに接触し、車両左側を破損したもの。
和 解 の 相 手 方	東京都新宿区市谷船河原町 9 番地 1 株式会社リケアホーム 代表取締役 高野誉之
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害 624,532 円のうち、62,453 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 29 年 11 月 9 日

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦